

建築設計基準の資料

(令和 7 年改定)

平成 27 年 3 月 31 日国営整第 266 号
最終改定 令和 7 年 8 月 4 日国営整第 86 号

この資料は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための資料として作成したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

建築設計基準の資料

第1章 総 則

1.1 目的

建築設計基準の資料は、「建築設計基準」（平成 26 年 3 月 31 日国営整第 245 号。以下「基準」という。）を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

1.2 適用範囲（資料なし）

1.3 用語の定義（資料なし）

1.4 表記に係る共通事項（資料なし）

1.5 全体構成（資料なし）

第2章 設 計

2.1 共通事項

2.1.1 バリアフリー法に関する事項

- (1) バリアフリーについては、基準 2.1.1 の規定に適合させうえて、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号）に基づき、施設利用者の視点から、ユニバーサルデザインレビュー（より利用しやすい施設の整備を目指し、施設整備の各段階において行う、ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価及び検証並びにフィードバックのプロセスをいう。）を行うなどして、高齢者、障害者等を含むすべての施設利用者が、できる限り円滑かつ快適に利用できるものとする必要がある。
- (2) 高齢者、障害者等の利用に配慮した設計方法については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和 7 年度 国土交通省）を併せて参照し、その趣旨を踏まえ、必要に応じて設計に反映する。

2.1.2 材料等の選定に関する事項（資料なし）

2.2 配置計画

2.2.1 建物のボリューム・配置等に関する事項（資料なし）

2.2.2 動線に関する事項（資料なし）

2.2.3 敷地の利用に関する事項

緑地については、条例等の定めによるほか、地域の環境を考慮してできる限り確保することが必要である。

2.3 階層・平面計画

2.3.1 全体計画に関する事項

- (1) コアの配置、スパン割り等については、必要となる機能の確保、フレキシビリティの確保等に留意する。
- (2) 窓口業務の繁忙期における業務態勢等についても考慮して計画する。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する事務室が複数ある場合は、来庁者の多い室を低層階、エレベーターから便利な位置等に配置するなど配慮する。
- (4) 合同庁舎においては、各入居官署の業務内容、ニーズ等を十分に把握のうえ、配置する階等を設定する。

2.3.2 事務室等に関する事項（資料なし）

2.3.3 交通部分に関する事項

- (1) 登退庁用通用口を、必要に応じて設ける。
- (2) 合同庁舎において、次に掲げる場合は、必要に応じて専用出入口を設ける。
 - ① 特に来庁者の多い窓口業務を行う官署が入居する場合
 - ② 人権上の配慮を要する官署が入居する場合
 - ③ 24 時間業務体制の官署が入居する場合
- (3) 基準 2.3.3(4) に定める外部出入口の前後に設ける平坦な部分は、150cm 角以上確保する。

- (4) 通行の支障とならないよう、玄関付近については、傘立て等の設置場所の確保についても考慮する。
- (5) 玄関付近には、必要に応じて靴拭きマットを設ける。なお、靴拭きマットを設ける場合は、床と同一面となるよう配慮する。また、必要に応じて排水についても考慮する。
- (6) 下端の高さが床面から 65cm 以上となる壁面からの突出物については、視覚障害者が白杖により察知することが困難となるため、壁面沿いに歩く場合でもぶつからないよう、奥行きを 10cm 以下とする。
- (7) 壁面上部又は天井面からの突出物は、通行の支障とならないよう、下端の高さが床面から 210cm 程度以上となるよう設置する。
- (8) 高齢者、障害者等の利用に配慮し、階段の蹴込み長さは 2cm 以下とする。
- (9) 基準 2.3.3(9)に規定する「有効な立上り」については、5cm 以上を確保する。

2.3.4 便所に関する事項（資料なし）

2.3.5 設備関係諸室等に関する事項

- (1) 設備機器等の搬出入のためのスペース及び経路を確保する。
- (2) 煙突等は、稼働時の安全性を考慮して、位置、高さ等を設定する。
- (3) 寒冷地及び多雪地の換気塔等の突出部の高さについては、積雪量に留意する。

2.4 立面・断面計画

2.4.1 立面に関する事項

屋外に面する建具の寸法、割りつけ等は、必要となる機能の確保、フレキシビリティの確保、経済合理性等を考慮して設定する。

2.4.2 断面に関する事項

設備関係諸室においては、収容する機器に応じて、梁下の高さについても留意する。

2.5 外壁・屋根

2.5.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) ひび割れ誘発目地は、その目的及び効果を考慮した適切な位置に設ける。
- (2) 部材等の取合い部分の詳細については、漏水に留意する。
- (3) 寒冷地及び多雪地においては、必要に応じて、凍結等による、屋根、庇、パラペット等の端部等の損傷の防止を考慮する。特に、パラペット天端については、金属製笠木を用いるなど、凍結による破損の防止を考慮する。また、融雪等の対策により、雪の落下の防止、すがもり及びつららの発生の防止等を考慮する。
- (4) 見上げ面、庇の鼻等に仕上げを行う場合の材料及び工法は、剥落しないよう考慮したものとする。

2.5.2 防水・排水に関する事項

- (1) 防水層の種別は、基準 2.5.2(1)の規定によるほか、下地の構造の剛性を考慮して選定する。防水層設置場所の用途及び構造の剛性に応じた、防水層の選定は表 1 を目安とする。

表 1 防水層種別選定の目安

用 途		防水層の種別
高度な防水機能を必要とする屋根 (直下階が電算・電気関係諸室の場合等)	下地の構造の剛性が高い場合 ^{(注) 1}	A-1* AI-1*
	下地の構造の剛性が低い場合 ^{(注) 2}	B-1* BI-1*
一般事務庁舎等の屋根	下地の構造の剛性が高い場合 ^{(注) 1}	A-2*、A-3* AI-2*、AI-3* AS-T1、AS-T2 S-F1、S-F2 SI-F1、SI-F2 X-2
	下地の構造の剛性が低い場合 ^{(注) 2}	B-2* BI-2* D-1 DI-1 AS-T3、AS-T4、AS-J1 ASI-T1、ASI-J1 S-M1、S-M2 SI-M1、SI-M2 X-1
比較的簡易な建築物等の屋根 (自動車車庫、倉庫等)	下地の構造の剛性が高い場合 ^{(注) 1}	AS-T2 S-F1、S-F2 SI-F1、SI-F2 X-2
	下地の構造の剛性が低い場合 ^{(注) 2}	D-2 DI-2 S-M1、S-M2 SI-M1、SI-M2 X-1
屋内	浴室、厨房、貯水槽等	E-1
	地下室、便所、湯沸室等	E-2 Y-2
地下外壁		Y-1
庇、開放廊下、バルコニー ^{(注) 5}		X-2

注 1) 下地の構造の剛性が高く、変形・ひび割れの生じるおそれの少ない場合。

2) 下地の構造の剛性が低く、変形・ひび割れの生じるおそれのある場合。

3) アスファルト防水、合成高分子系ルーフィングシート防水の機械的固定工法及び塗膜防水は、ALC パネル下地には用いない。

4) *は、保護コンクリート有りの工法を示す。

5) 庇面積が大きい場合は、比較的簡易な建築物等の屋根に準じて選定する。

6) 防水層の種別は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和 7 年版」による。

- (2) ルーフドレンの数及び径は、最大降水量、屋根面積等を考慮したものとし、余裕ある処理水量を確保する。

なお、ルーフドレンはできる限り 2 箇所以上設ける。

- (3) といの径は表 2 を目安とする。

表 2 管径と受け持ち得る最大屋根面積の目安

管径（呼び径）	最大屋根面積（㎡）		
	縦管の場合	横型ドレン、 横走り管勾配 1/50 の場合	横走り管勾配 1/100 の場合
80	110	60	40
100	230	130	90
125	440	240	170
150	690	380	270

最大降水量 180mm/h の場合

注 1) 屋上、庇等の上部に壁がある場合は、壁面積の 50% を屋根面積に加える。

2) 当該地域において、過去の 10 分間最大降水量が 30mm を超える場合は、「最大屋根面積＝上表の最大屋根面積×（30／過去の 10 分間最大降水量）」とする。

- (4) といを屋内に設ける場合は、必要に応じて、結露の防止を考慮する。
- (5) 周辺環境、屋上の維持管理の方法等を考慮し、必要に応じて、落葉によるルーフドレンの目詰まりの防止措置を講ずる。

2.5.3 屋上に関する事項（資料なし）

2.6 内装

2.6.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) 基準 2.6.1(4) 1) の壁の上部とは、床からの高さが 1.2m を超える壁の部分とする。燃え拡がりの抑制効果の高い材料とは、不燃材料（コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板、繊維混入ケイ酸カルシウム板、鉄鋼、金属板（アルミニウムを除く。）、ガラス、モルタル、しっくい、石、せっこうボード、ロックウール若しくはグラスウール板又はそれらの上に塗装、壁紙が施されたものに限る。）であって、下地を前に掲げる不燃材料にした場合に限る。
- (2) 基準 2.6.1(4) 2) Ⅰの発熱量密度が低い用途の室等とは、想定される収容可燃物の発熱量密度が 80MJ/㎡以下の室等をいう。
- (3) 基準 2.6.1(4) 2) Ⅰの隣接する室等からの延焼の防止が図られているとは、隣接する室等（発熱量密度が低い用途の室等を除く）と建築基準法第 2 条第七号の二に規定する準耐火構

造の床若しくは壁又は建築基準法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で建築基準法施行令第 112 条第 19 項第二号に規定するもので区画されていることをいう。

- (4) 基準 2.6.1(4) 2) ▢ 出火による加熱により木材が着火するおそれのない高さとは、床面からの高さ 5.55m 以上の位置をいう。
- (5) 基準 2.6.1(4) 2) ▣ 有効な排煙設備が設けられているとは、煙層の接する面積に応じた排煙設備が設けられていることをいう。
- (6) 基準 2.6.1(4) 3) の初期消火効果の高い設備とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものをいう。

2.6.2 個別の事項

- (1) 内装材に木材を使用する場合は、温湿度の変化による伸縮等、木材の特性に留意する。
- (2) 異なる内装材が取り合う場合、異なる下地にまたがって同一の内装材を設ける場合等は、仕上り面に目地、見切り等を設けるなど、継ぎ目となる部分の処理に留意する。

2.7 建具

2.7.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) ガラスのカーテンウォールの設置に当たっては、できる限り屋外から受ける熱負荷の低減を図るよう考慮して、方位、大きさ、ガラスの種類等を設定する。
- (2) 雨がかりとなる建具の取合い部分の詳細については、漏水に留意する。

2.7.2 扉等に関する事項

不特定かつ多数の者が利用する出入口の扉は、次に掲げる事項を考慮する。

- ① 軽く、緩やかに開閉するよう配慮する。
- ② 開き戸とする場合、取っ手は、レバーハンドルとするなど、高齢者、障害者等が操作しやすいよう配慮する。なお、取っ手の位置は、床面から 90cm 程度の高さとする。
- ③ 引き戸とする場合、取っ手は、車椅子に座ったままでも操作しやすい位置に設置し、握りやすい形状とする。また、必要に応じて、複数の取っ手を設置する。
- ④ 車椅子使用者用便房の引き戸を自動式とする場合の開閉ボタンは、車椅子使用者が使いやすい位置に設置する。

2.7.3 窓等に関する事項（資料なし）

2.8 各部・詳細

2.8.1 共通の事項（資料なし）

2.8.2 家具等に関する事項

- (1) 事務室、書庫、倉庫等に設ける書架、棚等は、鋼製を標準とする。
- (2) 車椅子使用者の利用を考慮したカウンターは、高さを下端 65～70cm 程度、上端 70～75cm 程度、下部スペースの奥行きを 45cm 以上とする。
- (3) 立位で使用するカウンターは、体重をかけることを考慮し、床又は壁に適切に固定する。
- (4) カウンターには手すりを設ける、杖等を立てかけられる場所を設けるなど配慮する。

2.8.3 手すりに関する事項

- (1) 手すりは、受け金具、端部等の引っかかりがないよう配慮する。
- (2) 階段、段、傾斜路等の手すりは、次に掲げる事項を考慮する。
 - ① 設置高さは、75～85cm 程度（2 段手すりとする場合、下段は 60～65cm 程度）とする。
 - ② 勾配の変化に対する安全性、視覚障害者の利用等を考慮して、基準 2.8.3(4)に規定する終始端の「十分な長さの水平部分」は、45cm 以上とする。ただし、階段又は段の下端では斜め部分を含めて段鼻から 45cm 以上となるように水平に延長する。
 - ③ 形状は、円形を標準とし、外径 3～4cm 程度とする。
 - ④ 壁との間隔は 4～5cm 程度とし、手すりの支持は下側で行う。

2.8.4 便所に関する事項

- (1) 一般便所は、次に掲げる事項を考慮する。
 - ① 高齢者、障害者等に配慮して、必要に応じて、便房に手すりを設ける。
 - ② 腰掛便座の横の壁に手すりを設ける場合は、水平手すりを腰掛便座の座面から 20～25cm 程度の高さ、垂直手すりを腰掛便座の先端から 25cm 程度の位置に設置する。
 - ③ 小便器及び洗面器に手すりを設ける場合は、高齢者、障害者等の利用のしやすさに配慮して、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
 - ④ 必要に応じて、一般便房（設備付）、車椅子使用者用便房又は乳幼児用おむつ交換台（便房外に設けるもの）を設ける。
- (2) 車椅子使用者用便房は、次に掲げる事項を考慮する。
 - ① 前方及び側方からの腰掛便座の利用を考慮し、腰掛便座の前方及び側方の寸法を確保し、洗面器等の設置位置に留意する。
 - ② 腰掛便座の両側に手すりを設ける。壁側の手すりは上記(1)②により、もう片側を跳上げ式の可動式手すりとする。
 - ③ 洗面器は、車椅子使用者の円滑な利用を考慮した位置に設け、下部に車椅子で膝が入るスペースを確保する。
 - ④ 鏡は、車椅子使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から 100cm 以上の高さとする。
 - ⑤ 手荷物置き台、フック等を設置する場合は、車椅子に座った状態で手が届く高さに設置する。
 - ⑥ 座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設ける場合は、使いやすい位置に設置する。
- (3) オストメイト対応の水洗器具を設ける場合は、水洗器具の近くに手荷物置き台、フック、鏡、着替え台等を設けるなど配慮する。
- (4) 大型ベッドを設ける場合は、次に掲げる事項を考慮する。
 - ① ベッドが開いた状態でも車椅子使用者が便所内に入れるよう配慮する。
 - ② 落下防止及び姿勢保持に配慮し、壁との距離を設定する。
- (5) 乳幼児用おむつ交換台又は乳幼児用椅子を設ける場合は、利用者の移動の妨げとならないようにするとともに、乳幼児の安全性が確保されるよう、設置位置に留意する。
- (6) 便所には、掃除用流し及び掃除具入れを設ける。
- (7) 便所における犯罪の防止又は抑止のため、次に掲げる事項を考慮する。
 - ① 隣接する便房との間の隔壁の上部及び下部に隙間を設けない。
 - ② 盗撮に用いられる機器等が設置されないよう、天井点検口はできる限り便房内に設けない。やむを得ず便房内に設ける場合は、鍵付きとする。

- ③ 天井裏からの侵入を防ぐため、男子用便所、女子用便所、車椅子使用者用便房等を隔てる間仕切り壁は、できる限り上階の床スラブ下まで立ち上げる。
- (8) 男子用便所、女子用便所、車椅子使用者用便房等の間の遮音について考慮する。

2.9 案内・表示等

2.9.1 共通の事項

- (1) 案内・表示等の全体計画は、目的地までの経路において、現在位置、目的地の位置、目的地までの経路等が逐次確認でき、また、目的地に到達したことが確認できるものとする。なお、動線の起点、分岐点等の見やすい位置に、必要に応じて、図記号、官署名・室名表示等に誘導方向を示す矢印を付した表示を設ける。
- (2) 災害時における避難のための誘導表示等は、関係法令を遵守したうえで、認識しやすいよう設置する。

2.9.2 サインに関する事項

- (1) サインの設置位置については、次に掲げる事項を考慮する。
 - ① 表示面が動線とできる限り対面するよう設置する。
 - ② 吊下げ型又は持出し型のサインは、通行の支障にならないよう、下端の高さが床面から 210cm 程度以上となるよう設置する。
 - ③ 近くから視認する自立型又は壁付型のサインは、車椅子使用者、子ども等に配慮し、サインの中心の高さが床面から 130～140cm 程度となるよう設置する。
- (2) 書体については、次に掲げる事項を考慮する。
 - ① 和文は角ゴシック体等、欧文はヘルベチカ等とするなど、認識しやすいものとする。
 - ② タイトル等には太めの書体を使用し、それ以外の説明の表示には細めの書体を使用する。
- (3) 色による識別を用いる場合は、文字の併記、模様又は線種の違いの併用等により、色なしでも理解できるよう配慮する。
- (4) 外国語を併記する場合は、必要に応じて、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月 観光庁）を参考に、多言語化を図る。
- (5) 独立したサインに使用する場合の図記号の大きさは、200mm 角以上を標準とする。
- (6) 標準的な案内用図記号がないものは、文字により表示する。
- (7) 外部の施設名称表示に用いる文字の大きさは、視距離を考慮して適切に設定する。特に遠方からの視認を必要とする場合は、300mm 以上を標準とする。
- (8) 自動車等と歩行者等の入口その他の経路が異なる場合は、それぞれの経路に沿った案内をするよう配慮する。
- (9) 歩行者等用通路から道路への出口付近に、必要に応じて、周辺の交通機関、その方向等が確認できる案内板を設ける。
- (10) 建物内部の庁舎総合案内板及び各階案内板に用いる文字の大きさは、タイトルは 50mm 以上、室名等は 20～40mm、その他の説明表記は 9mm 以上を標準とし、できる限り見やすい十分な大きさとする。
- (11) 玄関ホール等の分かりやすい位置に、必要に応じて、会議名、会議室名及び所在階を表示

する案内板を設ける。

(12) 案内板等に配置図又は平面図を表示する場合は、次に掲げる事項を標準として作図する。

- ① 平面は、変形せずに単純化する。
- ② 現在地を赤の▲で表示し、「現在位置」と併記する。
- ③ 人が通過できない部分（壁、窓、手すり等）は、すべて実線とする。
- ④ 廊下及び階段室は、その他の部分と識別しやすく表記する。
- ⑤ 室名をその所在位置に表示する。また、必要に応じて、部局名、課名等のほか、扉番号がある場合は扉番号を表示する。なお、来庁者が必要としない室名等は、省いてもよい。
- ⑥ 便所及びエレベーターは、案内用図記号により表示する。
- ⑦ 階数等を表示する。

(13) エレベーターホール等の分かりやすい位置に、必要に応じて、階層案内板を設置する。

(14) 室名札の文字の大きさは、25～40mm を標準とする。

2.9.3 点状ブロック等・線状ブロック等に関する事項

- (1) 歩行者等用通路の幅に応じて、視覚障害者の利用のしやすさとともに、その他の利用者の通行のしやすさに配慮した適切な位置に設置する。
- (2) 道路に点状ブロック等・線状ブロック等が設置されている場合については、敷地の内外の連続性を考慮する。
- (3) 周囲の床材との輝度比を十分に確保し、容易に識別できるものとする。
- (4) 階段及び段の上端の点状ブロック等は、踏み外す危険を考慮し、段鼻から 30cm 程度離して敷設する。

2.9.4 点字等に関する事項

- (1) 玄関ホールの分かりやすい位置に、必要に応じて、官署名、室名、所在階等を点字により表示した案内板を設ける。
- (2) 触知案内図の情報内容、形状及びその表示方法は、JIS T 0922 による。

2.10 外構

2.10.1 共通の事項

基準 2.10.1(7)に規定する落下物に対する危険防止の措置として、歩行者等の出入口等の上部に庇を設ける。

2.10.2 構内通路・駐車場に関する事項

- (1) 寒冷地及び多雪地においては、必要に応じて、ポーチ、傾斜路等の外周先端部を凍結深さより深く下げるなど、凍上による損傷の防止を図る。
- (2) 縦断勾配が変移する車路では、通行速度により、車体と路面が接触する場合があるため、縦断勾配が変移する部分は、適切な縦断すりつけを行う。
- (3) 多雪地においては、必要に応じて、ポーチ、傾斜路等のほか、屋外掲示板、給油口、消火栓等の周囲に融雪装置を設置するなど、凍結防止を考慮する。
- (4) 多雪地において、融雪装置を設ける場合は、融雪水が滞留しないよう排水を確保する。

- (5) 多雪地においては、雪の堆積スペースを設けるなど、積雪時における歩行者等用通路の安全かつ円滑な通行が確保されるよう配慮する。
- (6) 歩行者等用通路は、必要に応じて、庇等の設置について考慮する。
- (7) 車路と歩行者等用通路は、縁石、手すり、植込み等により、できる限り明確に分離する。
- (8) 歩行者等用通路の勾配は、敷地状況等の理由がある場合を除き、次に掲げる事項を標準とし、車椅子使用者等の安全な通行に配慮する。
 - ① 縦断勾配は、1/20（5％）以下を標準とする。
 - ② 横断勾配は、1/50（2％）以下を標準とする。ただし、透水性舗装の場合は 1/100（1％）以下とする。
 - ③ 縦断勾配を設ける箇所には、できる限り横断勾配は設けない。
- (9) 歩行者等用通路の切下げ部の縁端、歩行者等用通路から車椅子使用者用駐車施設に出入りする箇所等は、車路より 2cm の高さを標準とする。
- (10) 歩行者等用通路を車路とすりつける場合は、車路との境界から 150cm 以上の平坦な部分を設ける。
- (11) 自動車等の出入りの多い箇所等に、必要に応じて、視覚・聴覚により自動車等の接近を知らせる警報装置を設置するなど配慮する。
- (12) 雨水排水設備及び建築設備の柵、マンホール等の位置については、舗装への影響を考慮する。
- (13) パーキング・パーミット制度に協力する施設においては、車椅子使用者用駐車施設の標識に、必要に応じて当該制度の協力施設である旨の表示等を行う。

2.10.3 門扉・囲障その他の工作物に関する事項

- (1) 寒冷地及び多雪地においては、煙突、排気塔、屋外設備機器等の設置方法について、着雪及び凍結融解による破損の防止を考慮する。
- (2) 必要に応じて、懸垂幕用取付け金物を設ける。設置する位置は、掲示物が道路等から見やすい位置とし、懸垂幕を取り付ける際の安全性を考慮する。

2.10.4 雨水排水設備に関する事項（資料なし）

2.10.5 植栽に関する事項

- (1) 植栽には樹木を取り入れ、その一部を高木とするなど、効果的な配植及び樹種の選定を考慮する。
- (2) 植栽基盤が構造物に囲われている場合は、排水の確保に留意する。

2.11 各室設計

2.11.1 上級室

遮音について考慮する。

2.11.2 会議室

- (1) 室内の吸音及び遮音について考慮する。
- (2) 必要に応じて、多様な利用形態、他の機能との共用等を考慮し、フレキシビリティを確保する。

- (3) 視聴覚機器の利用を考慮した暗幕用カーテンボックス、スクリーンボックス、機器の設置のための下地等のほか、白板、ピクチャーレール等を、必要に応じて設ける。
- (4) 机、椅子等の収納スペース、移動間仕切り等を、必要に応じて設ける。

2.11.3 電算室

- (1) 地震、津波、火事等の災害、部外者の侵入等に対する安全性の確保を考慮する。
- (2) 出入口及び機器の搬出入経路は、機器の寸法を考慮したものとする。また、必要に応じて、搬出入用バルコニーを設ける。
- (3) 床は、機器配線を考慮してフリーアクセスフロアとする。なお、フリーアクセスフロアは、耐震性、床仕上げの帯電防止及び配線スペースの防じん性を考慮したものとする。
- (4) 室内の吸音及び隣接室等に対する遮音について考慮する。
- (5) 断熱及び結露防止を考慮する。
- (6) 想定される水害による水位より高い位置にある階への配置等により浸水防止を図る、水系の配管を通過させない、床及び壁の防水を確保するなど、水損の防止に留意する。

2.11.4 電話交換諸室

- (1) 中継台が必要な場合は、騒音の少ない位置に設け、吸音及び遮音について考慮する。
- (2) 必要に応じて、休憩室又は休憩スペースを設ける。

2.11.5 書庫

- (1) 防湿及び結露防止について考慮する。
- (2) 床は、防じんを考慮したものとする。

2.11.6 倉庫

- (1) 用途により必要に応じて、防湿及び結露防止について考慮する。
- (2) 用途により必要に応じて、床は防じんを考慮したものとする。

2.11.7 庁舎管理室、防災センター、中央管理室等

- (1) 庁舎管理室、防災センター及び中央管理室は、機能の連携を考慮した位置に設ける。
- (2) 防災センター及び中央管理室は、浸水防止が図られるよう留意する。
- (3) 庁舎管理室、防災センター、中央管理室等で常時人がいる場合は、必要に応じて当該室の近くに休憩室、仮眠室等を設ける。

2.11.8 湯沸室

必要に応じて、流し台、吊り戸棚、水切り棚等を設置し、備品等の収納スペースを確保する。

2.11.9 ゴミ置場

- (1) ゴミの搬出経路を考慮した位置に設ける。
- (2) ゴミの分別収集を考慮したスペースを確保する。

2.11.10 浴室及び脱衣室

- (1) 天井面の結露防止及び結露水の処理について考慮する。
- (2) 浴室の床は、防水及び排水を考慮したものとする。
- (3) 浴室及び脱衣室の床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- (4) 脱衣室には、必要に応じて、脱衣箱又は洗面器具を設ける。

2.11.11 食堂及び厨房

- (1) 食堂は、利用しやすく、執務環境を損なわない位置に設ける。
- (2) カウンターの材料は、耐熱性、耐水性及び耐摩耗性を考慮したものとする。
- (3) 食品衛生法等の関係法令等に従い、又は必要に応じて、食堂職員専用の更衣室若しくは便所、食品庫等を設ける。
- (4) 食堂職員専用の更衣室、便所等に、必要に応じて、前室を設ける。
- (5) 厨房は、隣室及び下階に対する遮音について考慮する。
- (6) 厨房関係諸室間の動線は、共用部を経由しないよう考慮する。
- (7) 原材料の搬入及び厨芥等の搬出の経路の確保について考慮する。
- (8) 厨房は、業務形態を考慮し、円滑なサービスができる厨房機器等の配置に配慮する。
- (9) 厨房は、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区別し、食材、食器、ゴミ等の流れを考慮した配置とする。
- (10) 厨房は、防虫、防鼠、防臭等を考慮したものとする。
- (11) 厨房の床は、掃除しやすく、かつ、滑りにくい材料で、壁は汚れにくい材料で仕上げる。
- (12) 清掃方法を湿式とする場合等については、厨房の床は、防水及び排水を考慮したものとし、排水勾配を適切に確保する。
- (13) 排水溝は、厨芥、グリース等が付着しにくい仕上げとし、排水勾配を適切に確保する。
- (14) 厨房排水槽については、腐食対策を考慮する。

2.11.12 医務室

- (1) 騒音及び振動が少ない位置に設けるとともに、遮音について考慮する。
- (2) 外部から見通されないよう配慮する。
- (3) 床は、耐薬品性を考慮したものとする。

2.11.13 休養室又は休養所

- (1) できる限り職員が利用しやすい位置に設ける。
- (2) 出入口や廊下から直視されないよう目隠しを設けるなど、プライバシーの確保に配慮する。

2.11.14 設備関係諸室

- (1) 設備機器からの騒音及び振動の伝搬を抑制するため、必要に応じて、防振基礎の設置、壁及び天井の吸音性・遮音性の確保等の対策を講ずる。
- (2) 機械室、電気室等の扉は、外開きを標準とする。
- (3) 床は、防じんを考慮したものとする。
- (4) 蓄電池室の床は、設置する蓄電池の種類により、必要に応じて、耐酸性等を考慮したものとする。

する。

2.11.15 自動車車庫

- (1) 地階に設ける場合は、防災及び避難について考慮する。
- (2) 必要に応じて、車止め、器具棚、器具庫、排水溝等を設ける。

第 3 章 建築非構造部材その他の耐震設計

3.1 建築非構造部材

3.1.1 共通事項

- (1) 構造体の層間変形に対する追従性を確認する場合、構造体の層間変形は、大地震動時のものとする。
- (2) 地震力に対する安全性を計算により確認する場合、建築非構造部材に作用する地震力は、水平方向及び鉛直方向とし、水平震度及び鉛直震度を実情に応じて設定して算定する。

3.1.2 外壁

- (1) 外壁は、大地震動時に脱落しないようにする。
- (2) 外壁のうち帳壁は、次に掲げる事項を確認する。
 - ① 構造体の大地震動時の層間変形に追従すること。ただし、当該層間変形に追従できない場合は、必要に応じて、落下による危害を防止するための措置を講ずる。
 - ② 地震力に対して安全であること。
- (3) 外壁のうちタイル、石等の外装材は、壁、柱等に適切な方法により取り付けるものとする。

3.1.3 扉

- (1) 特定室等及び避難経路の扉は、大地震動後に開閉できるようにする。
- (2) 特定室等及び避難経路の扉は、適切な方法により取り付けるとともに、鉄筋コンクリート造の壁に設置する場合、構造体の大地震動時の層間変形に追従することを確認する。
- (3) 重量がある扉は、地震力に対して安全であることを確認する。

3.1.4 ガラス

- (1) ガラスは、大地震動時に脱落しないようにする。
- (2) ガラスは、構造体の大地震動時の層間変形に追従するように取り付けられていることを確認する。

3.1.5 天井

- (1) 天井は、大地震動時に脱落しないようにする。
- (2) 天井は、同一の空間において、できる限り同一の高さとし、複雑な形状とならないようにする。
- (3) 特定天井は、建築基準法令に定める方法による。
- (4) 特定天井以外の在来工法による吊り天井のうち、「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成 25 年国土交通省告示第 771 号。以下「特定天井告示」という。）第 2 第一号及び第三号に該当し、かつ、高さ 6m 超の部分に設置する天井、並びに特定室等及び機能停止が許されない室のうち天井材の脱落により著しい影響が生じる室に設置する天井については、適切な方法により取り付けるとともに、特定天井告示第 3 第 2 項第二号に適合させるものとする。
- (5) (3)、(4) 以外の在来工法による吊り天井は、適切な方法により取り付けるものとする。
- (6) システム天井を採用する場合は、グリッドタイプとし、地震力に対して安全であることを確認する。
- (7) 構造体に塗り仕上げを行う直天井の場合は、薄付け仕上塗材、塗装等とする。

3.1.6 間仕切り

- (1) 間仕切りは、大地震動時に脱落、転倒しないようにする。

- (2) 軽量鉄骨壁下地、ボード、ALC パネル、可動間仕切り等は、適切な方法により取り付けるものとする。

3.1.7 その他の建築非構造部材

- (1) フリーアクセスフロアは、大地震動時にパネルの脱落並びに使用上の支障となる損傷、せり上がり、隙間及び水平移動が生じないようにする。
- (2) エキスパンションジョイントは、大地震動時に脱落しないようにする。
- (3) 屋上に設置する目隠しパネル等は、大地震動時に脱落、転倒しないようにする。

3.2 家具、門扉・囲障その他の工作物

- (1) 壁等に固定する家具、門扉・囲障その他の工作物は、大地震動時に転倒、移動しないようにする。
- (2) 壁等に固定する家具は、収納物の散乱防止を考慮したものとする。
- (3) 壁等に固定する家具の固定金具は、地震による引抜き力に対して固定できる強度であることを確認する。
- (4) 建築非構造部材に家具を固定する場合は、建築非構造部材に補強その他の必要な措置を講ずる。

第4章 補 則

4.1 標準仕上げ（資料なし）

4.2 その他（資料なし）

4.3 改修設計

- (1) 改修の目的に応じて、求められる性能及び機能を確保する。
- (2) 既存施設の現状を十分に把握し、適切な材料、工法等を選択する。
- (3) 防水、外壁、外部建具等の劣化に伴う改修については、次に掲げる性能を確保する。
 - ① 雨漏り又は漏水がない。
 - ② 合理的な耐久性が考慮されている。
 - ③ 仕上げ材等の剥離、落下等の危険性がない。
 - ④ 美観について考慮されている。
- (4) 劣化の程度及び進行状況、既存の材料及び工法等を考慮し、適切な改修方法を選択する。
- (5) 施設の外観等に影響を与える可能性がある場合については、改修前の印象を保持するなど、周辺環境との調和を考慮する。
- (6) 既存施設の現状及び利用状況を十分に把握したうえで、多様な施設利用者を考慮し、より円滑かつ快適に利用できるものとなるよう改善を図る。